

資料番号	8
------	---

令和6年10月18日
課名 土木建築局技術企画課
担当者 課長 後藤
内線 3852
課名 土木建築局道路整備課
担当者 課長 下隠
内線 3896

一般国道183号道路改良工事における設計不備への対応について

1 要旨

一般国道183号道路改良工事（三次市十日市西）において、現場打ち張出歩道（鉄筋コンクリート構造物）について、鉄筋量の不足等の設計不備により、取壊し及び再構築が必要となった。このため、原因と再発防止策について報告する。

2 経緯

時期	内容
R2. 3. 23	北部建設事務所発注の道路詳細設計業務を受注した明伸建設コンサルタント(株)（以下「設計者」という。）が設計業務成果を納品
R4. 11. 17	当該設計業務の成果を基に道路改良工事を発注
R5. 6. 28	現場打ち張出歩道のコンクリートにひび割れを確認
R5. 10. 21	施工者が構造計算の確認を要請
R5. 11. 28	設計者が設計不備について報告
R5. 12. 26	設計者が顛末書を提出
R6. 2. 9	設計者が瑕疵担保による修正設計を実施し、成果品を納品
R6. 3. 27	3者（県、設計者、施工者）で、設計不備への対応に関する覚書を締結（設計不備に伴い発生する費用について、設計者が負担することを明記）
R6. 5. 15	張出歩道の取壊し工事を、事務所と施工者が随意契約
R6. 7. 29	設計者に対する指名除外通知
現在	不安定構造物の取壊し工事を実施中

3 原因

設計業務における現場打ち張出歩道の構造計算の際に、設計ソフトの条件設定を誤った（荷重条件の設定誤り）。さらに、社内照査の実施に当たり、構造モデルの妥当性の確認漏れがあったことから、条件設定の誤りに伴う設計不備に気付くことができなかった。

4 再発防止策について

(1) 設計業務における設計不備の防止

受注者は、設計照査のダブルチェックや社内研修の実施などにより再発防止の徹底を図ることとしている。

また、県は、測量・設計に関わる関係団体に対し、適切な構造計算の条件設定を行うとともに、適切な照査を行うよう文書により依頼を行った。

さらに、設計途中段階での監督職員と受注者との協議において、設計チェックマニュアルを活用し設計条件等を確認することを徹底する。

(2) 設計業務の検査時の確認

県の検査担当職員に対し、検査に当たって、設計条件の確認など重点的に行うよう周知を行った。

(3) 職員研修の充実

本事案の内容を、研修資料として活用している工事・業務における留意事項に追加するとともに、研修等を通じて周知徹底を図る。また、構造物設計の内容について、より理解を深めるため、研修内容も見直すなど、職員の技術力向上に努める。

■位置図



■現地状況

